

平成30年5月31日  
研究担当理事裁定

改正 令和2年2月27日

平成30年5月31日付け総長裁定「東京大学卓越リサーチ・アシスタント実施要領」  
第3条（委嘱対象者）において、「別に定めるプログラム等を履修又は参画する者」は下記  
のとおりとする。

#### 記

- ・「卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生
- ・「東京大学国際卓越大学院プログラム」を履修する大学院学生
- ・「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」に参画する大学院学生
- ・部局の財源でオンキャンパスジョブに従事する優秀な大学院学生